

平成20年（2008年）5月26日
厚生委員会資料
子ども家庭部経営担当
保健福祉部経営担当

東中野小学校の施設活用について

東中野小学校のある、東中野四・五丁目地域では、住吉保育園の閉園があったほか、（仮称）区民活動センターの移転が予定されるなど、新しいまちの姿がつけられる時期を迎えている。

同地域全体の状況をふまえて、同地域に必要な機能を確保する一環として東中野小学校の活用を図る。

今後、上記の同地域に更に必要な施設機能に加えるべき機能があるか、またその整備の方法はどういうものが良いのかなど検討を行う。

閉校後の東中野小学校の校舎・校地、住吉保育園跡（東中野四丁目）を活用するとともに東中野五丁目17番に予定する、（仮称）東中野区民活動センターの整備内容を検討することにより、東中野四・五丁目地域に必要な機能の実現を図っていく。

（1）東中野四・五丁目地域に必要な機能

（ア）屋外スペース機能

（子どもの遊び場・グラウンドゴルフ・地域のまつりなどの地域行事・防災活動等）

（イ）屋内スペース機能（高齢者向け集会室・スポーツ活動の場）

（ウ）災害時スペース機能（避難所）

（エ）介護サービス機能（小規模多機能型居宅介護施設・小規模特別養護老人ホーム）

（オ）障害者の自立支援機能

（2）東中野小学校既存校舎等の活用

①東中野小学校の既存校舎等を、以下の機能で地域の活動の場として活用を行う。

（ア）屋外スペース機能

（子どもの遊び場・グラウンドゴルフ・地域まつりなど地域行事・防災活動等）

（イ）屋内スペース機能（高齢者向け集会室・スポーツ活動の場）

（ウ）災害時スペース機能（避難所）

②既存校舎等の活用期間

当面、東中野四・五丁目地域内で上記の機能を確保する一環として、東中野小学校跡地が恒久的機能で整備されるまでの間は、上記の暫定的活用を行うものとする。

③既存校舎等の活用内容

(ア)原則として、東中野小学校で行っていた地域開放及び災害時の使用内容について、可能な限り継承するものとする。

(イ)使用時間の拡大を行う。(学校教育で使用していた時間帯の地域への開放)

④既存校舎等活用施設の範囲

活用を行う施設の範囲は、以下のとおりとする。

なお、通常使用しない施設部分は、災害時に緊急に対応できる状況を確保（給排水設備等の機能維持）する。

	旧施設名	内容	用途
通常使用	東側校舎 1階	団体利用	地域の団体の集会等
	校庭	団体利用	グラウンドゴルフ・ラジオ体操・少年野球・少年サッカー等
			子どもの遊び場
			地域まつり等地域行事・防災活動
体育館	団体利用	バレーボール等	
非常時	・北側校舎 ・東側校舎2～3階 ・旧プール部分(体育館1階)		避難所・備蓄倉庫

⑤既存校舎等貸出対象及び条件等

(ア)団体利用とし、地域で活動している団体の利用を優先する。

(イ)団体使用時は、東中野地域センターにおいて使用の申込・鍵の受け渡しを行い、原則として使用者による自主管理とする。

(ウ)経過措置的な貸出であるため、使用料は無料とする。

⑥今後のスケジュール

平成20年5～6月	議会報告
平成20年6～8月	地域・団体説明
平成20年 10月	既存校舎等の当面の活用計画策定
平成21年4～5月	既存校舎等整備
平成21年6月以降	既存校舎等使用開始予定

【東中野小学校・教職員寮の概要】

- ・敷地面積 7,038 m² (教職員寮含む)
- ・屋外運動場敷地面積 2,998 m²
- ・建築年及び延床面積
 - 北側校舎 (昭和32年築・2,656 m²)、東側校舎 (昭和47年築・1,230 m²)
 - 体育館 (昭和40年築・538 m²)、教職員寮 (昭和40年築・1,541 m²)

東中野小学校跡地活用についての地域説明会

1 実施状況

- ① 日時・参加者数 5月16日(金)午後6時～8時45分 60人
 ② 会場 東中野地域センター 洋室

2 跡地活用に関わる主な意見・質問及び区の見解

主な意見・質問	区の見解
地域に子どもの居場所を無くすのは、子どもの権利条約に違反するのではないかと。	学校跡地は子ども居場所づくりのためにも、活用していきたいと考えている。
廃校のあったまちは、寂れている。若い夫婦に、学校がないところに住もうとは言えず、結果として税収が減るがどうか。学校は区民のものである。	学校の統合は、子どもたちのよりよい教育環境を実現するために、教育委員会が主体となって所定の手続きのもとに、計画決定した。跡地については、地域に必要な機能により活用していく。
旧東ノランド（東中野五丁目・（仮称）区民活動センター建設予定地）が使用できないのはなぜか。なぜ跡地には遊び場機能を付けるのか。校庭開放は子どもの安全対策のためだが、幼児等が入れない。すみよし公園で事業は、やっているが安全な状況とはいえない。	（仮称）区民活動センター予定地については、検討したい。校庭開放は、安全対策の面もあるが、学校・地域・児童館事業の連携により、健全育成を行っている。すみよし公園の事業は、現在、低年齢児が利用しており、職員や保護者の目もある。予定地の隣地に建設された陽だまりの丘保育園での事業など、色々な資源を活用して様々な年齢の子どもの健全育成に対応していきたい。 （※検討の結果は、別表「後日検討とした見解」のとおり）
必要な機能のうち、東中野四・五丁目地域には屋外・屋内・災害時のスペース機能は充足している。介護サービス機能は教職員寮跡を使用すれば十分足りる。団体利用というが、子どもが立ち寄って遊べる居場所はどこか。	東中野小学校跡地では、地域の団体が遊び場機能の提供を行っていくことを想定している。
東中野児童館はつくられていない。キッズプラザが子どもの居場所であるのか。子どもの安全性についても教えてほしい。	平成21年度から開始するU18プラザ（昭和児童館内）の事業の一環として、現中野昭和小学校内に開設するキッズプラザでは、職員を配置して、ランドセルを置いたままで遊べる事業を行う予定である。
跡地利用ありきなのか。統合の問題と跡地活用の話は別々ではないと思うがどうか。この後（案）がとれ、話し合いもなく、計画が進んでいく感じがするがどうか。	区長部局でできることは、跡地をどう使うかということである。現在、この会では意見交換を行っている。教育と区長部局は別の機関であり、教育の自主性は法律で守られている。必要な施設や環境をつくるのが、区長部局の仕事である。統合に先立って、整備をするために話し合いを行うのが本日の目的である。
統合や跡地活用の内容に納得がいなくても、活用案を進めるといふことか。	よい活用を行うために、内容を提案していただきたい。活用には経費もかかり、予算編成作業も必要なため、次は具体的な活用案を進めていきたい。皆さんとの話し合いや、議会からも意見をいただいて計画などの案を作成し、皆さんに説明していく。
校舎の活用期間は、前回の説明会で3年間と聞いたが、他施設で機能が確保できたら終了なのか。区は、UR都市機構と連携協力するようだが、東中野小跡地を売却してしまうのではないかと。	（仮称）東中野区民活動センターの整備までの目安が3年程度ということである。遊び場は他にスペースが確保しにくいので、東中野小学校跡地を使用していく可能性が高い。機能を残すためにどうしたらよいかを、考えていく。UR都市機構との協定は、統合や校舎とは関係ない。話し合いを行っている現状であるのに、直ちに東中野小跡地を売却するなどということはない。

主な意見・質問	区の見解
<p>団体利用は毎日、団体として申し込むのか。児童などの個人申込はできないのか。また、必要な機能に児童館・学童クラブ機能を追加してほしい。</p>	<p>団体の定義は、施設によって異なる。例えば、現地域センターは集会室利用の規定では5人以上を団体として規定している。 子どもの遊び場の利用については、検討していきたい。地域の方には現在も事業協力いただいております。団体の運営で行っていただくことは考えられる。 児童館・学童クラブ事業がキッズプラザに移行していくことは区の方針である。ただし、学童クラブ事業については、必要があれば民間を活用して整備していく。</p>
<p>子どもが施設を使う場合には、鍵をもらって遊びに行くということか。</p>	<p>子どもが遊ぶ場合は、常駐しての管理が必要と考える。利用方法については、今後検討する。 (※検討の結果は、別表「後日検討とした見解」のとおり)</p>
<p>家庭科室の使用料やガス代の支払い、また使用できる時間帯、備品の継続使用などはどう考えているか。</p>	<p>課題として持ち帰る。 (※検討結果は、別表「後日検討とした見解」のとおり)</p>
<p>旧東ノランド((仮称)区民活動センター建設予定地)の使用方法などはどうか。</p>	<p>予定地については、持ち帰って検討したい。すみよし公園は位置的に便利という声もあり、今のところ事業内容の変更は予定していない。 (※検討結果は、別表「後日検討とした見解」のとおり)</p>
<p>行政は教育に介入しないというが、4月22日は教育と合同開催しているがどうか。代替施設の確保というが、今後の利用方法や内容はどうなっているのか。活動が続けられる保障はどうか。また、子どもの遊び場の内容も明らかにしてほしい。</p>	<p>前回合同開催だったのは「新しい中野をつくる10か年計画」に教育委員会の再編計画をふまえて、区全体の計画を掲載しているからである。代替施設のうち、空地は残す必要があると思うが、利用方法など足りない部分は、今後意見をいただいで検討させていただく。 (※検討結果は、別表「後日検討とした見解」のとおり)</p>
<p>教育委員会を出されている、統合後の交通安全対策は、納得のいく内容ではない。行政側のスタンスはどうか。教育委員会には、再度地域に出向いて説明してほしい。</p>	<p>跡地については、意見交換を行う。教育委員会への要望は、伝える。</p>
<p>資料のタイトルがしっくりこない。「施設活用」ではなく、「東中野四・五丁目地域の施設・設備(案)」だと思う。また、時期や代用地が不明瞭である。不明瞭という点では通学安全対策も同様で、見通しが立っていないかつものが不信感を生む。代用地を示すのであれば信頼性がある。介護サービスについては、なぜ住宅介護施設・特別養護老人ホームとも小規模でなければならないのか。小規模多機能型住宅介護施設などは、利用者負担が少なくメリットはあると思うが、小規模では事業者の採算が取れず、問題が多いと考えるがどうか。</p>	<p>資料のタイトルについては、直す方向で考える。他施設のこと、施設の内容がわかるような内容を示して、話し合いの材料としたい。 小規模多機能型住宅介護施設は、地域で生活しながら介護が行えるもので、福祉の計画の中で提案している。個別には色々な課題があるが、ある程度の規模が必要なものもあると思う。他施設も含め、検討が行える形にしたい。</p>
<p>教育長と副区長は、言うことが違う。跡地を楽しみにしてもよいのか疑問である。</p>	<p>教育長から詳細を聞いていないので、ここで発言はできないが、教育長には本日の内容を伝える。跡地の話し合いは十分行っていく。</p>
<p>(仮称)区民活動センターになった後、住民票の写しが取れなくなると困るが。</p>	<p>(仮称)区民活動センターは現在区内に15箇所ある地域センターを、地域力を高めるため地域活動の拠点として転換していくものである。運営は町会・自治会を中心とした運営委員会に任せていきたいと考えている。今までの証明書発行などの窓口機能については、地域事務所として区内5箇所に集約する予定である。現在、東中野地域に地域事務所が残るといった想定はしていないが、証明書の自動交付機などを設置し、利用時間の拡大を計っていく予定である。</p>
<p>統合に問題あり、という前提がクリアされていないのに、跡地活用を進めるのか。</p>	<p>学校の統合は、子どもたちのよりよい教育環境を実現するために、教育委員会が主体となって所定の手続きのもとに、計画決定した。跡地については、地域に必要な機能により活用していく。</p>
<p>活用するにあたって、耐震や校舎老朽化の問題はどうか。教育委員会では、廃校理由の一つに校舎の老朽化と校地が狭いことを挙げているが、耐震上問題がなければ校舎としても存続が可能ではないか。</p>	<p>耐震診断は終了しており、耐震性能は、校舎はBランク、体育館はAランクである。校舎部分については、必要な安全対策を実施する。教育委員会の回答内容については確認してみないとわからないが、統合は耐震強度や老朽化といったことを主たる理由に判断するものではない。</p>

主な意見・質問	区の見解
介護サービス・障害者自立支援については、住吉保育園跡で可能であり、学校を使う必要はないのではないか。	意見としていただく。
同じ状況で教育委員会も説明会を行っているのに、教育委員会は内容を区長部局に伝えていなかったようだ。	教育委員会に内容を伝える。
説明会は合同で行った方がよい。教育委員会との意見交換の場がほしい。教育委員会に要望する。	合同説明会は実施できないが、教育委員会に要望内容を伝え、結果をお知らせする。
来週の発案請求を止めてほしい。	—

後日検討とした見解

<p>●（仮称）区民活動センター建設予定地（東中野五丁目）の活用方法について</p> <p>①開放するか否か ②個人が自由に利用できる遊び場とするのか</p> <p>③すみよし公園機能を（仮称）区民活動センター建設予定地に移行するのか</p>
<p>①（仮称）区民活動センター建設予定地のため、原則として貸出は行わない。ただし、東中野小学校跡地に子どもの遊び場づくりの活動など、団体が使用できる施設を整備するまでの間、利用目的や管理体制など、適正な条件を満たす場合は、団体の責任の下に貸出を行う方向で、検討を行う。</p> <p>②個人が自由に利用できる遊び場開放は考えていない。</p> <p>③現在、すみよし公園において乳幼児の親子交流事業を行っている。地域の方々のご協力もあり、すでに同公園からは路上生活者も立ち去り、多いときで35組、平均で15組程度の親子が毎日利用している実態がある。また、今後は陽だまりの丘保育園での乳幼児親子の交流事業の展開も予定しており、東中野四・五丁目地域で確保すべき乳幼児親子交流事業は充足されると考えている。</p>
<p>●子どもの遊び場について</p> <p>①個人（児童等）がいつでも自由に遊べる状況を希望 ②団体が運営していくやり方では負担が大きい</p>
<p>①②子どもの遊び場としては、遊び場づくりの活動を行う団体に貸出することを考えている。団体の活動に対し、区として必要な支援は検討する。</p>
<p>●家庭科室の運用について</p> <p>・ 具体的な活用内容を示してほしい（ガス代などを含む使用料）</p>
<p>学校使用時の地域への貸出時間枠を拡大して、貸し出す方向で考えている。学校使用時と同様に、施設の使用料は徴収しない予定だが、光熱水費など実費は負担していただく方向で今後検討を行う。備品なども教育委員会と調整し、可能な限り継続して使用できるよう検討する。</p>
<p>●活動が続けられる保障について</p> <p>・ 団体利用時の条件整理を行ってほしい</p>
<p>団体への貸出条件や活動継続のための検討項目としては、①団体の要件②貸出時間③使用料④申込方法⑤使用時の管理方法等が考えられる。</p>